

令和6年度東大和市教育委員会主要施策

「令和6年度東大和市教育委員会主要施策」は、東大和市教育委員会の「基本方針」「第三次東大和市学校教育振興基本計画」の施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

I 生きる力の育成

学習指導要領（平成29年3月公示）において整理された児童・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を確実に育成することを目指し、教育活動の質の向上を図る。

1 確かな学力

(1) 学力向上

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

- ① 「東大和市GIGAスクール構想」に基づき、1人1台端末等のICTを効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善を推進する。
- ② 研究主任会にて、校内研究の内容や方法等の進め方、研究主任の役割に関する研修や各校との情報交換等を充実させ、東大和市教員の授業力向上を図る。
- ③ 小中一貫教育共通プログラム「一単位時間の授業の展開例」の活用を通して、特に「ねらいをつかむ」「学び合う」「振り返る」を大切にした授業を推進する。
- ④ モデル校において、児童・生徒一人一人に個別最適化した問題を人工知能が自動出題するソフトを導入し、児童・生徒間の学力差に応じたきめ細かい個別対応を充実させる。
- ⑤ 英語教育では、生徒の話す力を伸ばし、「使える英語力」の育成として、1人1台端末を活用し、海外在住の外国人講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンを全中学校生徒対象に実施するとともに、全小学校第5学年においてTGG（体験型英語学習施設）にて体験をともなった英語学習の充実を図る。
- ⑥ 加配教員や外部指導者を活用した習熟の程度に応じた少人数指導を推進するとともに、協力指導員（ティーム・ティーチャー）を活用した学力向上策を推進する。
- ⑦ 国・都の学力調査等の実施及び結果の分析を行うとともに、学校が「授業改善推進プラン」を踏まえて教員の指導力の向上を図ることができるよう支援する。
- ⑧ コミュニティ・スクールの良さを活かし、地域社会人材を活用した具体的・実践的な学びの充実を進める。
- ⑨ 家庭との連携を一層深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「東大和市家庭学習の手引き」の具体的な活用方法の提示や、各学校における取組の工夫を紹介するなど、効果的な取組を市内小・中学校に広める。

⑩ 放課後、休業日（長期休業中も含む）の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員や地域の人材等を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

⑪ 「東大和市小学生科学展」を開催し、児童が自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示することを通して、理数に対する能力をさらに高める。

（2）読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第四次東京都子供読書活動推進計画」及び「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

① 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

② 学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦等の取組を充実させる。

③ 学校における読書旬間を推進し、各学年の「お勧めの本」を紹介する展示を行うなど、読書に親しむ機会を増やし、未読率の減少を図る。

（3）才能を伸ばすための多様な教育の充実

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

① 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が交流することにより、円滑な接続を図る。

② スタートカリキュラムを活用し、小学校第1学年に入学した児童の戸惑いを軽減し、安心して学校生活を送れるようにする。

③ 市内にある都立高等学校や近隣大学と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。

（4）研究奨励

市内小・中学校の研究を奨励するため、研究内容等への指導・助言や、予算の範囲内における補助金の交付等を行う。

① 市内の各小・中学校における教育課題について校内研究を推進する学校を「教育課題研究指定校」「学力向上校内研究奨励校」に指定し、補助金を交付するとともに、研究内容等について指導・助言を行う。また、「教育課題研究指定校」における研究成果の発表に向けた支援を行う。教育課題研究指定校においては、「総合的な学習の時間」「学力向上に繋がるためのA I型教材の効果的な活用」の充実に向けた研究を行う。

なお、「東大和市G I G Aスクール構想」に基づき、1人1台端末等で学びをつなぎ、社会的な課題の解決や夢の実現に活かす授業改善について研究を行う。

② 東大和市公立学校研究会に対して補助金を交付するとともに、研究活動に対して支援を行う。

2 豊かな人間性

(1) 人権教育の推進

「東京都人権施策推進指針」等に示された様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るため、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

また、豊かな人間性の育成に向け、自分も相手も大切にすることを育てるなど、児童・生徒一人一人の自己肯定感の醸成等を一層推進する。

さらに、令和5年度から推進している人権教育（ダイバーシティ教育）の考え方を進め、人権、性別、文化、国籍、宗教などの違い（子どもの多様性）を受け入れ、お互いに認め合うための配慮や考え方、行動を促す教育を推進する。

(2) いじめ防止への対応

東大和市いじめ防止対策推進条例に基づくとともに、東大和市いじめ防止対策推進基本方針を踏まえて、学校、家庭及び地域が連携したいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

- ① 学校、民生・児童委員、保護司、青少年問題協議会委員、警察等の関係機関と連携し、毅然とした態度で万全の対応を期す。
- ② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見のために、定期的に アンケート調査を実施し、組織的な対応を推進するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づいた取組を支援する。
- ③ 各学校が設置した学校いじめ対策委員会を中心に、学校サポートチームとの連携を図り、いじめをはじめとする問題行動の未然防止、早期解決を図れるように支援する。
- ④ 「連合生徒会」において各校のいじめ防止の取組について情報共有し、市民・保護者に対しては、引き続き「いじめ防止のためのシンポジウム」を開催し、いじめ防止等のために学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。
- ⑤ 東大和市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、市又は学校におけるいじめ防止等のための対策の推進や、いじめ防止等に関連する機関及び団体の連携に関して協議を行う。
- ⑥ 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止等のための対策の推進についての調査審議や、重大事態発生時には事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 健全育成

① 学校の取組の推進

一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるための教育活動を推進する。

ア 校則や生活のきまり等について、児童・生徒が自分事として校則や生活のきまりの意味を理解し、学校生活をよりよくするために、見直し等、自主的に守るような指導を行う。

イ 教職員による肯定的な評価に基づく指導を推進し、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感の向上を図る。

② 学校、家庭、関係機関の連携の強化

ア 青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署との連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年課などの関係機関等との連携に努める。

イ 学校での生活指導上の課題に対応するため、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を早期に行う体制の整備に努める。

(4) 社会への貢献

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、社会に貢献できる自立した個人を育てる教育を推進する。

- ① 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるように支援する。
- ② あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。
- ③ セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

(5) 環境教育の推進

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境に関わる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

(6) キャリア教育の充実

将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育むとともに、市商工会と連携を図り、中学校における職場体験学習を実施する。

(7) SDGsの視点を取り入れた教育活動の充実

SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）の視点を取り入れた教育活動の充実を図る。

3 健康・体力

(1) 健康教育の充実

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

- ① 児童・生徒の朝食の摂取率の向上を目指すなど、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ② 「歯と口の健康週間」等を活用し、学校歯科医と連携して、むし歯の罹患率の減少と処置率の向上が図れるよう家庭に働きかける。

- ③ 学校と家庭・地域が協力して、子どもの生活習慣の改善を図る取組を推進する。
- ④ 学校給食センターを活用した社会科見学、学校給食センター栄養士が作成する食育動画の活用や食育等を推進し、食の大切さなどの理解をさらに深める。
- ⑤ 保護者等を対象とした学校給食センターの施設見学会及び給食の試食会を実施し、家庭と連携した食育の推進を図る。

(2) 体力の向上

児童・生徒の体力の向上を図るとともに、運動が好きな児童・生徒を増やす。

- ① 各小・中学校において運動に親しむ取組を推進する。
- ② 学校において外部人材の活用や関係機関等との連携を踏まえた取組を実施する。
- ③ 体力調査を実施するとともに、結果を分析し、各小・中学校の課題に応じた取組を推進する。

4 生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成

(1) 運動習慣の定着を図る取組

児童・生徒が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるよう、外部人材の活用や関係機関等との連携を踏まえた取組を実施し、運動習慣の定着を図っていく。

II 学校の活性化

I 学校改善

(1) 学校の組織的運営の確立

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

- ① 校長は、教育目標の具現化に向け、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。
- ② 校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付けるなど、学校経営の工夫改善を図る。
- ③ 学校が学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう支援する。

(2) 特色ある教育活動の拡充

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。また、一斉朝読書、あいさつ運動に

中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(3) 特別支援教育の推進

「第三次東大和市特別支援教育推進計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、多様な教育展開をするために、関係機関と連携し、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

- ① 各学校では、校内委員会を中心に、支援の必要な児童・生徒の共通理解、支援策や指導方法の検討を行い、特別支援教育を推進する。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、「学校生活支援シート」を活用するとともに、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園、保育園、認定こども園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園、保育園、認定こども園との連携を推進する。
- ⑤ 特別支援教室及び特別支援学級の指導の充実に努めるため、都立特別支援学校等と連携を進める。
- ⑥ 教員が特別支援教育に関する理解を深め、授業及び学校生活における実践力や総合的な指導力を身に付けられるよう、研修の充実に努める。

(4) 小中一貫教育の推進

- ① 小学校第5学年から中学校第1学年の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和市小中一貫教育共通プログラム」を活用し、市内小・中学校で共通した指導の徹底を図る。
- ② 各中学校グループにおいて「小中一貫教育全体計画」を作成・活用し、小中一貫教育の基本方針及び9年間で目指す子どもの姿の共有、系統的・継続的な取組の実践を通して、児童・生徒の学力向上、体力向上、健全育成を図る。

(5) 学校における働き方改革

教職員一人一人の心身の健康を保持し、児童・生徒の学びを支えられるよう、教職員の長時間労働等の改善に取り組み、月当たりの時間外勤務が45時間を超える教員をゼロにする。

- ① 「東大和市立学校における教員の働き方改善計画」に基づいた取組（学校閉庁日の設定、勤務時間外電話応答メッセージの設定、スクール・サポート・スタッフ等の配置、統合型校務支援ソフトの活用等）を実施する。
- ② 「小中一貫教育全体計画」に各中学校グループにおける働き方改革案を位置付け、教職員の意識改革と保護者・地域等への理解促進を図る。

2 人材育成

(1) 教員研修の充実

教職員の授業力向上を図る研修や、いじめ、不登校、体罰防止に係る指導力向上を図る研修、職層に応じて必要となる研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

- ① 主任教諭等を対象とした「学校マネジメント講座」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修の充実を図る。
- ② 主任教諭任用時研修を実施し、主幹教諭の補佐、各分掌間での業務の調整など、学校運営上の重要な役割を担う能力を育成する。
- ③ 主幹教諭任用時研修を実施し、管理職の補佐、教員の育成など、学校運営組織における中心的な役割を担う能力を育成する。
- ④ 学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。
- ⑤ 教員の視野を広げ、より実践的な研修となるよう、他地区や大学・企業等との連携を進める。
- ⑥ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するために学習指導方法に関する研修を実施する。
- ⑦ 1人1台端末等、ICTの効果的な活用に関する研修やデジタル・シティズンシップ教育に関する研修を実施する。

(2) 体罰の根絶

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実させる。その際、各学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

- ① 体罰防止研修会を実施し、体罰の根絶を目指す。
- ② 東京都教育委員会が実施する体罰調査を活用し、組織として体罰を決して許さない学校体制を構築する。

3 環境整備

(1) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

第三小学校及び第四小学校内に設置した学童保育所の運営状況を把握するとともに、今後の学童保育所の学校内設置に向けて検討する。

(2) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

- ① 第二中学校西校舎空調設備改修工事、トイレの尿石除去清掃等を行い、教育環境の整備を図る。

② 児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するため、ICT環境の整備の充実を図る。

(3) 学校給食センターの運営と学校給食の充実

学校給食センターの調理・配膳業務等を円滑に行い、安全・安心な学校給食の提供、食育の推進等、学校給食の基本理念の実現に努める。

また、新献立の提供、見学会及び試食会の開催など、更なる学校給食センターの利用を推進する。

(4) 教育環境の整備

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。

① 児童・生徒1人1台端末及び高速通信ネットワークを整備し、活用を促進する。

② 校務ネットワーク・システム及び統合型校務支援ソフトについては、学校での運用状況を把握し、情報セキュリティ対策等を踏まえた指導、支援を行うように努める。

③ 令和2年7月に策定した東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画に基づき、児童・生徒にとって快適な教育環境の整備を進める。

④ 第七小学校及び第九小学校の統合に向けて、第七小学校・第九小学校統合新校基本構想に基づき、基本設計等に着手するとともに、校名や校章等の検討を進める。

⑤ 老朽化する小・中学校の再編に向けて、コスト削減に向けた方策等を検討するとともに、市全体の公共施設の再編を見据えた中で、どのように学校を再編していくかについて精査する。

(5) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

① 児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

② 学校においては、児童・生徒の命を守る体制を強化するため、水泳指導前など適切な時期を捉えて、救急救命研修を実施する。

(6) 安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守り、誰もが被害者・加害者にならないために、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、安全対策を実施する。

① 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けられるよう、各学校での

セーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

② 登下校時の見守り体制を図るため、小学校通学路及び小・中学校の校門等に設置した防犯カメラについて、適切に運用する。

③ スクールガード・リーダーによる学校への巡回指導、スクールガード等による登下校時の見守り活動、通学路合同点検等を実施することにより、通学路等の安全を図る。

(7) アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患に対応するため、令和2年度に改訂した「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。

また、学校給食等の提供により発生するアナフィラキシーショック等、緊急時の対応として、公立昭和病院及び災害医療センターとのホットラインを活用する。

① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用して、平常時の事故防止を徹底するとともに、緊急時の役割分担を明確にした訓練を実施するなど、校内体制の整備を図る。

② エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員への支援に努める。

③ 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食センターにおいて、アレルギー詳細献立表を作成するとともに、家庭・学校・調理配膳業務委託事業者、配送業務委託事業者との連携及びチェック体制の強化等によりアレルギー除去食・代替食の確実な実行に努める。

Ⅲ 家庭、地域との連携

Ⅰ 学校と家庭との連携

(1) 教育相談体制等の充実

子どもの社会的自立への支援を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、さわやか教育相談室及びサポートルーム（適応指導教室）の活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談体制等の充実を図る。

① スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整え、問題行動の未然防止及び早期対応に努める。

② スクールカウンセラーによる小学校第5学年・中学校第1学年の児童・生徒に対する全員面接を実施する。

(2) 不登校対策の推進

① 不登校への早期対応及び不登校が長期化している児童・生徒への支援を推進するために、「欠席時受付対応の徹底」「長期欠席児童・生徒に関する個票の作成」「オンラインによる学習支援・相談支援」を実施する。

- ② 全ての不登校児童・生徒に対しては、学校やサポートルームと情報共有するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関との連携を図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。
- ③ 校内サポートルーム設置校を拡大し、児童・生徒の状況に応じた学びの場による個別最適な学びを推進することで登校支援につなげる。

2 学校と地域との連携

(1) 地域に開かれた学校運営の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進するとともに、学校運営協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、学識経験者等の参画を求め、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校運営を一層推進する。

- ① 学校が学校経営方針や日常の教育活動・学校評価などから明らかになった成果と課題を積極的に公開し、保護者・地域の理解と協力を得るよう支援する。【再掲】
- ② 各学校において、これからの時代に必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すために、学校経営方針を策定及び公表するとともに、学校公開を実施する。
- ③ 学校における働き方改革や子ども、地域の課題等について学校ごとに現状を捉え、学校運営協議会により地域全体で解決に向けて取り組む。

(2) 「教育の日東やまと」の開催

保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共にこれからの教育の在り方について考える「教育の日東やまと」を開催する。

(3) 教育ボランティアの活用

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

(4) 部活動の地域移行

中学校の部活動について、休日から段階的に地域移行していくこととした国の方針を踏まえ、特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会、東大和市文化協会、地域スポーツクラブその他関係団体と連携を図る。

(5) 郷土や伝統文化に関する教育の充実

郷土に対する愛着や誇りを育むため、地域の人的・物的資源を積極的に活用できるように、学校や地域に働きかける。また、小学校社会科副読本「わたしたちの東大和市」及び指導資料「活用の手引き」を必要に応じて改訂する。

日本の伝統文化や世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

IV 青少年施策の推進

1 放課後児童健全育成事業の充実

(1) 学童保育所の効率的な運営と支援の充実

子どもの自主性、社会性の向上のため、児童を預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「場」とするため支援を充実する。

- ① 学童保育所の運營業務を民間事業者へ委託し、専門的な知識と経験及び創意工夫により、学習支援や多様な体験活動等を実施する。また、事業者による支援員への社内外の多様な研修、教育の充実により、保育の質の更なる向上を図る。
- ② 学童保育所施設の良い維持管理に努め、施設の一層の効率的な運営を図る。また、児童の知識や情操の豊かな発達のため、書籍や玩具等の充実を図る。
- ③ 今後の働き方のさらなる多様化や女性の就業率の上昇等を勘案し、地域ごとの学童保育ニーズの適切な把握に努めると同時に快適な保育環境整備の方策について、検討を行う。

(2) 放課後子ども教室の実施

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全・安心で健やかな居場所づくりを推進するため、学校や地域と連携を図りながら、放課後子ども教室を実施する。また、学童保育と放課後子ども教室の一体的または連携による実施の拡大に努める。

2 児童館事業の充実

(1) 児童館施設の維持管理

子どもたちが安全に利用できるよう児童館施設の良い維持管理に努める。

(2) 児童館事業の充実

18歳未満の子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館事業の充実を努める。

- ① 昨今の子どもをめぐる福祉的な課題への対応や子育て支援に対する児童館の持つ機能について定める国の「児童館ガイドライン」に基づき、事業の安定性と継続性の確保を図る。
- ② 中高生の居場所づくりとして、子ども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」の趣旨を踏まえ、現在、利用の少ない中高生を受け入れる体制整備等に取り組む。

む。

③ ランドセル来館事業は、学童保育所運営事業を補完し、放課後等の児童の安全・安心な居場所を提供する機能を有していることから、見守る職員の適切な配置や研修を通して意識の向上に努める。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）における設備の更新・充実とともに、職員の専門性の向上を図り、乳幼児親子が安心して利用できる環境整備に努める。

V 生涯学習・生涯スポーツ推進事業

I 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の推進

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

① 公民館では、学校、地域団体、企業及び公民館利用者などとの連携により生涯学習の振興に努める。

② 図書館では、高度化し、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集・蔵書の充実に努める。

③ 図書館システムを更新し、市民が求める資料を探しやすくする。また、利便性のさらなる向上に努める。

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体などの関係機関と連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度に関する情報発信等を行うことにより、市民の生涯学習を総合的に支援する。

① 公民館に設置するインターネット環境を活用し、市民の多様な学習を支援する。

② 公民館では誰でもが利用しやすい学習の場の提供に努める。

2 市民文化の振興

(1) 文化財の保存・継承と文化施設の整備

文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

① 郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、古文書、史跡等の保存・整備に努める。また、地域の自然・歴史・民俗について紹介し、郷土に対する愛着や理解を深める。

② 郷土の誇る芸術家の作品収集と修復、保存を行うとともに、旧吉岡家住宅兼アトリエ

等の整備と公開の充実に努める。

③ 旧日立航空機株式会社変電所について、展示・解説業務を通じて、より積極的な活用を図り、一般公開の充実に努める。

(2) 市民主体の文化芸術活動の推進

地域における文化芸術活動が市民主体で展開されるよう、市民の自主的・自発的な活動を推進する。

① 市民主体の文化芸術活動を推進するため、市民による文化芸術活動や作品を発表する機会の確保に努める。

② 東大和市における文化芸術活動の拠点である市民会館の適正な管理運営に努める。

3 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) スポーツの振興

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

① 誰もがいつでも気軽にスポーツができるよう、体育施設等の適正な管理運営に努める。

② 特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会、スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ「はぴねすまいる東大和」と連携を図り、障害者スポーツ競技の普及・啓発や各種スポーツ行事を実施することで、市民の健康づくりをサポートする。

③ 東大和市清原中央公園運動広場について、東京都が行う工事の進捗状況を踏まえ、利用開始の準備を進める。

(2) 施設の利用促進

既存の社会教育施設（公民館等）、社会体育施設（市民体育館等）の利用促進を図るだけでなく、学校教育施設（校庭、体育館等）、自治大学校グラウンド、警視庁グラウンドその他民間施設等の有効活用を図ることにより、文化・スポーツ活動の場の確保に努める。

(3) 児童・生徒の各種行事への参加の推進

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

4 環境整備

(1) 老朽化する施設への対応

建築から20年以上が経過し、老朽化した市民会館、郷土博物館、体育施設等について、施設の安定稼働を図るため、計画的に改修を進める。